

毎週火、金曜日発行(但休日該当ときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物

# 鳥取県公報

## 目次

◇監査公告 昭和二十九年人事委員会外二箇所  
の定期監査の結果公表

## 監査公告

### 鳥取県監査公告第三百三十八号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和二十九年  
に係る人事委員会、地方労働委員会並びに県議会議務局  
の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表す  
る。

昭和三十一年二月二十九日

鳥取県監査委員 松本利治

同 山本四郎

同 大西節夫

同 近藤伝一

監査箇所 執行年月日

人事委員会 昭和三十年十一月十日

地方労働委員会 同

県議会議務局 同

人事委員会 昭和三十年十一月十日監査

監査委員 松本利治

同 近藤傳一

### 監査概況

一 当委員会の所管業務は概ね円滑に執行しているものと認められた。

地方労働委員会 昭和三十年十一月十日監査

監査委員 松本利治

同 山本四郎

同 近藤傳一

監査概況

一 労働争議のあつ旋、調停及び仲裁を実情調査、不当労働行為の判定、労働組合の資格審査並びに公益事業における争議行為予告通知の受理等を管掌しているが、地方産業の行き詰りからくる深刻な諸問題に対処し、資料集収と早期適切解決に努力し特に中小企業のぜい、弱からくる社会的配慮と対金融機関への影響を考慮しての穩密妥結を排し公正妥当な方途を見出すため実情調査に重点を置き円滑な交渉の促進と自主解決をはかっている。

公式調整事件は僅か三件であるが、その調査と仲裁あつ旋は十六件を数えほとんど成功している。これらは地方産業労働運動の現情よりして最も適切な調整方法と認めた。しかしながら経済不況の進行について当事者の申立によらない穩密妥結がなされ積極的かつ公正な組合活動が阻害される傾向があると思われるので労働課とも連絡し更にこれらに対する実態は、あくの徹底と積極的な指導が肝要である。

県議会事務局 昭和三十年十一月十日監査

監査委員 松本利治

同 山本四郎

同 近藤傳一

監査概況

一 当事務局は局長以下二十六名(総務、調査、議事の三課及び図書室で構成)をもつて県議会関係に関する資料の蒐集、その他県政一般に関する調査及び議事録の編纂保存並びに図書室の運営を円滑に執行しているものと認めた。

二 出納経理その他の事務の処理はその適正化に努力しているものと認めた。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町  
印刷所 鳥取県鳥取市東町  
印刷所 鳥取県鳥取市東町